**平成２９年（フ）第１８５号**
鹿児島県鹿児島市平之町９番15号　ドミール雅303号
債務者　西園　理花
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第１２号**
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地346県営上平田アパート７号棟36号、旧住所岩手県釜石市大字平田第２地割51番地78
債務者　上野　裕希
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

**平成２９年（フ）第３７４号**
仙台市青葉区台原７丁目１番34号　コーポユートピア台原Ｂ－101
債務者　松本みち子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３８６号**
仙台市太白区郡山６丁目６番６－410号
債務者　京谷　公穂
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３９６号**
仙台市太白区泉崎１丁目21番32号　ドエルいづみＣ－101
債務者　山根　剛正
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第４３２号**
宮城県宮城郡松島町高城字迎山二10番地の１
債務者　岡本　正美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８号**
秋田県にかほ市平沢字石橋６－21　天ケ町第三ハイツ２、住民票上の住所秋田県由利本荘市石脇字田尻野１番地27
債務者　長谷川樹雄
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２９年（フ）第３５号**
茨城県取手市宮和田715番地　セジュール石田Ⅱ－203、前住所茨城県土浦市右籾21番地２
債務者　渡邊　詩織
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第４８９号**
千葉県市原市北国分寺台１丁目９番地１　アベニュー陽水105
債務者　中村　早枝（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５０９号**
千葉県市川市南大野３丁目15番５号　（アーバンハイツ101号）
債務者　佐藤　英明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５６３号**
千葉県船橋市薬円台４丁目16番３－202号
債務者　大武　　晃
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５７４号**
千葉県船橋市薬円台３丁目11番９号　リビングヒルズ205号
債務者　菅原　啓弘
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５８２号**
千葉市若葉区高品町151番地２　ウッドパーク東千葉210号
債務者　佐藤よし江
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第５９９号**
千葉県八千代市緑が丘１丁目９番地１　神東塗料八千代寮104
債務者　田中　清一
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６１２号**
千葉県浦安市堀江４丁目８番１－414号　ライオンズマンション浦安二番館
債務者　山田　恒広
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６１３号**
千葉県浦安市堀江４丁目８番１－414号　ライオンズマンション浦安二番館
債務者　山田いづみ
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係